

# 令和8年度デジタル技術導入支援業務 公募型プロポーザル募集要領

## 1 業務名

令和8年度デジタル技術導入支援業務

## 2 業務概要

本県では、内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金の採択を受け、令和6年度より「デジタル技術を活用したものづくり企業の働き方改革支援事業」を展開しており、県内製造業がデジタル技術を導入することにより、業務の効率化及び作業の省力化さらには働き方改革・改善に繋げることを目指している。

本業務では、「デジタル技術を活用したものづくり企業の働き方改革支援事業」のうち県内製造業へのデジタル技術の普及啓発及び導入支援を行うものであり、セミナーによる普及啓発及び、コーディネータによる企業訪問・相談対応、ふくしまAI・IoT技術研究会が保有する設備やホームページの管理運営等を行うものである。

## 3 委託業務仕様

別紙仕様書のとおり

## 4 参加資格

企画提案書を提出する者（以下「提案者」という。）に必要な資格（以下「参加資格」という。）は次のとおりとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
  - ア 役員等（提案者が個人である場合にはその者を、提案者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
  - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

## 5 見積限度額

15,730千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 6 実施のスケジュール（予定）

募集開始	令和8年2月27日（金）
質問受付期限	令和8年3月6日（金）17時
参加申込書提出期限	令和8年3月6日（金）17時
企画提案書提出期限	令和8年3月13日（金）17時
審査委員会	令和8年3月27日（金）（予定）
審査結果通知	令和8年3月31日（火）（予定）
契約締結・事業着手	令和8年4月1日（水）以降

## 7 手続きに関する事項

### (1) 質問等の受付

本募集に関し質問がある場合は、質問書〔様式1〕に記入し、以下により提出すること。

#### ア 受付期間

令和8年2月27日（金）から3月6日（金）17時まで

#### イ 提出方法

下記提出先・問い合わせ先あて電子メールにより提出すること。件名は「質問書（令和8年度デジタル技術導入支援業務）」とすること。電話による質問の受付は行いません。

#### ウ 回答方法

質問に対する回答は、ハイテクプラザホームページへの掲載により行います。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に関わるものについては、質問者にのみ回答します。

### (2) 参加申込書の提出

提案者は、参加申込書〔様式2〕を以下により提出し、参加資格の確認を受けること。

#### ア 提出期限

令和8年3月6日（金）17時

#### イ 提出方法

下記提出先・問い合わせ先に電子メールで提出すること。件名は「参加申込書（令和8年度デジタル技術導入支援業務）」とすること。

#### ウ 結果通知

ハイテクプラザにおいて参加申込書の内容及び参加資格要件の適否を確認し、その結果を参加申込者に通知します。

## 8 企画提案書の提出

参加資格の確認を受けた者は、以下により企画提案書を提出すること。

### (1) 提出期限

令和8年3月13日（金）17時（必着）

## (2) 提出書類

以下①～⑤の内容を記載した企画提案書〔様式3〕について、電子メールにより提出すること。

- ① 実施体制
- ② 実施内容（仕様書に記載する本業務内容に対する具体的な実施方法の提案）
- ③ 実施計画（工程）
- ④ 経費積算書
- ⑤ 実績等（仕様書に記載する本業務に関連したこれまでの実績）

## (3) 提出方法

下記提出先・問い合わせ先に持参又は郵送で提出すること。持参による提出の受付は、祝日を除く月曜日から金曜日の9時から17時までとする。郵送の場合は、封筒に「企画提案書在中」の旨を朱書のうえ、簡易書留等配達記録の記録が残る方法とすること。

## (4) その他留意事項

- ア 提案者は、複数の企画提案書を提出することはできません。
- イ 一度提出された書類の変更、差替は、軽微な変更を除き原則として認めません。
- ウ 提出された書類は、委託契約候補者の選定手続き以外には使用しません。
- エ 企画提案書の提出後に辞退する際は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- オ 提出された書類及び添付資料は、情報公開請求により全部又は一部を開示することがあります。

## 9 企画提案書の審査方法、評価基準

### (1) 審査方法

県が設置する審査委員会により審査を行います。

### (2) 審査委員会の開催

企画提案書に基づき、オンラインまたは審査会場（ハイテクプラザ本部）でご説明いただき審査を行います。

### (3) 委託契約候補者の選定

- ア 審査結果に基づき、委託契約候補者1者を選定します。
- イ 委託契約候補者を選定後、全ての提案者に結果を通知します。
- ウ 委託契約候補者が契約を締結しない場合、次点の者と契約の交渉を行います。

### (4) 評価基準

審査項目		配点
1 事業理解度及び実績	(1) 本事業に関する理解度	10点
	(2) 本事業に関連する支援業務等の実績	10点
2 実施内容	(1) 普及啓発業務	15点
	(2) 導入支援業務	15点
	(3) 研究会運営業務	15点
	(4) その他（提案内容全体、仕様以外）	15点
3 実施計画及び経費の妥当性	(1) 実施計画（工程）の妥当性	10点
	(2) 経費の妥当性	10点
計		100点

## 10 企画提案書の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 本募集要領に示す条件に違反した場合。
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (3) 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合。
- (4) 契約までの間に、企画提案書で提示した実施体制に記載した担当者が本調査に携わることが困難になった場合。ただし、病気、事故等、やむを得ない事情があり、かつ同等の実施体制を構築できると認められる場合は除く。
- (5) その他、あらかじめ県が指示した事項に違反した場合。

## 11 契約等に関する事項

### (1) 仕様書

委託契約候補者の企画提案書を反映して作成しますが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で仕様書を作成することがあります。

この場合において、委託契約候補者との協議が整わなかった場合は、審査結果が次点の者を委託契約候補者とする。

### (2) 契約の締結

福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)に定める随意契約の手續に基づき、委託契約候補者から見積書を提出してもらい、予定価格の範囲内であることを確認の上、県が定める契約書に基づき契約を締結します。

### (3) 契約保証金について

委託契約候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付すること。ただし、福島県財務規則第229条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。

### (4) 契約に関する条件等

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に県と協議して了承を得ること。

また、企画提案書に基づく業務を履行できなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができるものとします。

### (5) 関係書類の整備

受託者は委託業務に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理するとともに、会計関係帳簿等の本業務に係る書類を5年間保存すること。

## 12 提出先・問い合わせ先

〒963-0297 福島県郡山市待池台1-12

福島県ハイテクプラザ 電子・機械技術部 電子・情報科(担当:吉田)

電話 : 024-954-4961

電子メール: [hightech-denshi@pref.fukushima.lg.jp](mailto:hightech-denshi@pref.fukushima.lg.jp)